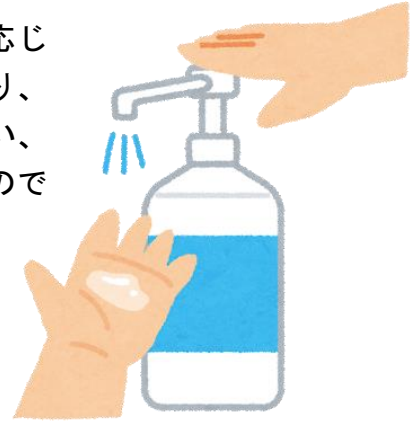


消毒用アルコールの安全な取り扱いについて

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、消毒用アルコールを使用する機会が増えています。

消毒用アルコールは引火しやすく、消防法の規制「第四類アルコール類」に該当し、多量に取り扱う場合には換気が必要となり、火災予防に留意する必要があります。

また、消毒用アルコールは、貯蔵・取扱いの量に応じ消防法や火災予防条例の規定が適用される場合があります。各種事業所における保管・使用が増加することに伴い、法令上の手続きや一定の安全対策が必要になりますので下記の注意事項に十分留意し取り扱しましょう。



記

- 1 消毒用アルコールは、火気の近くでは使用しないこと。
- 2 室内で取り扱う時は、通風性の良い場所や換気が行われている場所で行うこと。また、密閉した室内で多量の消毒用アルコールの噴霧は避けること。
- 3 消毒用アルコールの容器を設置・保管する場所は、直射日光が当たる場所や高温となる場所を避け、落下させたり衝撃を与えたりしないこと。
- 4 消毒用アルコールを容器に詰め替える場合は、漏れ、あふれ又は飛散しないよう注意し、容器に消毒用アルコールである旨や「火気厳禁」等の注意事項を記載すること。

※ 第四類アルコール類

指定数量 400ℓ (少量危険物 80ℓ)



問い合わせ先：大船渡地区消防組合消防本部 消防課危険物保安係
TEL 27-2119 (代表) FAX 27-7414